

# 令和4年第12回沖縄県教育委員会会議（定例会）議事録

## 1 開会及び閉会に関する事項

令和4年12月22日 午後3時開会  
午後4時30分閉会

## 2 出席者及び欠席委員の氏名

### (1) 出席者

教育長 半嶺 満                      委 員 山里 清                      委 員 藏根 美智子  
委 員 小濱 守安                      委 員 大城 進

### (2) 欠席委員

委員 比嘉 佳代

## 3 説明のため会議に出席した職員の職氏名

教育管理統括監	佐次田 薫	総務課長	諸見 友重
施設課長	平良 長弘	学校人事課長	安里 克也
県立学校教育課長	崎間 恒哉	生涯学習振興課長	大宜見 勝美
文化財課長	瑞慶覧 勝利		

## 4 議事関係

比嘉委員の欠席について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第14条第3項に定める教育委員会会議開催の定足数は、教育長及び在任委員の過半数であり、本日の会議は6人中5人が出席しているため開催要件を満たしていることが報告された。

### (1) 開会

半嶺教育長が開会を宣告した。

### (2) 議事日程の決定

議事日程は会議資料記載の日程案のとおりとすることが決定された。

### (3) 令和4年第11回議事録の承認

全会一致で、令和4年第11回議事録を承認した。

### (4) 議事録署名人の指名

半嶺教育長が、大城委員を議事録署名人に指名した。

(5) 報告事項

報告事項1 教育委員会の権限事務に係る教育長の臨時代理(県議会議案「令和4年度沖縄県一般会計補正予算(第5号)」及び「令和4年度沖縄県一般会計補正予算(第6号)」に対する意見)について

【説明(総務課長)】

資料に基づき、教育委員会の権限事務に係る教育長の臨時代理(県議会議案「令和4年度沖縄県一般会計補正予算(第5号)」及び「令和4年度沖縄県一般会計補正予算(第6号)」に対する意見)について報告を行った。

【質疑等】

- 大城委員 今回の補正予算に係る事業で、県立那覇国際高校における空調機器等の更新工事を行うための補正予算、合計約2億5千万が立てられております。当校は創立約25年だと思われます。次のことをお教え願います。2ページ、予算補正、事業項目3番、4番。そして5ページ、繰越補正の6番、7番。両額共に、ほぼ同じであることから、現在は予算措置の段階であり、事業実施についてはこれからと捉えてよろしいでしょうか。
- 施設課長 今議会の議決を得て、その後、国に承認申請等をし、承認され次第、入札に取り掛かり、年度内早期に入札等を行うための公告等を行っていきたくと考えております。
- 大城委員 委員として、今回の補正予算に計上された事業は時宜にかなっており、引き続き当該校の学習環境を整備するため、所管課におかれましては事業計画書に基づき計画のとおり本事業を実施していただきたい。
- 山里委員 4ページの繰越明許の浦添工業ですが、かなり工事が長引いていると思いますけれども、今回繰り越して、いつ頃完全に法面が完了するのか。今年の大雨により新たに崩れたところがあり、元の工事計画から何回か設計変更があったと思いますが、生徒たちに不便をかけているということ、付近の住民も法面ということになりますと、いろんな危険性があり気になる部分が出てくると思います。今回、また繰り越すということで、最終的にはいつ工事は完成する予定でしょうか。
- 施設課長 法面が崩れたところは復旧しておりまして、全体的に危険な箇所、法面は対策を立てていかなければならないということで、最低でも5年はかかると想定して取り組んでいるところでございます。
- 山里委員 これは生徒たちの運動場や、部活などの影響は最小限に抑えているということですか。
- 施設課長 法面付近の旧体育館は、新体育館ができておりますので、そうした影響はないようにしております。今取り掛かっているのは法面が崩れたことによって、職員、生徒たちの逃げ場が1カ所しかないので、橋梁をつくらうということです。

- 山里委員 通行の確保というのが少し心配な面があると感じます。
- 施設課長 今年度内に非常用避難橋梁を完成させたいと取り組んでいるところでございます。

報告事項2 教育委員会の権限事務に係る教育長の臨時代理（県議会議案「沖縄県職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例」等に対する意見）について

**【説明（学校人事課長）】**

資料に基づき、教育委員会の権限事務に係る教育長の臨時代理（県議会議案「沖縄県職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例」等に対する意見）について報告を行った。

**【質疑等】**

- 山里委員 久々の増額給与改定ということで、職員の皆さん、あるいは教職員の皆さん方もとても良かったと思います。これはもちろん民間との比較ということで、そういう意味では客観的にしっかり検討されて、国の人事委員会や県の人事委員会等々でしっかり検討された結果だと思います。お聞きしたいのは、ラスパイレス指数や、国と沖縄県の給与は、どの程度ですか。
- 学校人事課長 資料が手元にはないのですが、ラスパイレス指数につきましては、100を切っている状況にあります。
- 山里委員 県内の企業を調査しての人事委員会の決定だと思うので、民間との差はないと思うのですが、ただ基本的には民間等の平均に近い給与額に今回改正するということだと思いますけれども、ほかの県と比べてどうですか。というのは、教員不足ということで、今回、他府県から現職教員の特別枠で採用があり、教員志願者減の対応としては有効だったと思います。必ずしも公務員の給与というのは任意で決められるものではないので、給与でインセンティブを高めることはなかなか難しいと思うのですが、沖縄県の場合ですと、県内に住む限り、公務員の給与は良い方と感じます。そういう意味で他府県から教員に来てもらうときに、沖縄県と他府県との給与の差が分かればと思ってお聞きしました。
- 学校人事課長 今、確認できているところでは、全国給与表引き上げ改定、期末・勤勉手当についても引き上げになっております。地方公務員法上の給与制度については国と合わせ、水準については地域の水準を見て決めるということになっておりますので、若干の差は出てくることもあると思います。
- 大城委員 初任給と期末手当の改定について説明を受けました。今、12月でありますので、学校現場の教職員に今回の改定内容がどのように適用されたか、その適用についてお教え願います。

- 学校人事課長 11月議会にこの条例、議案を上程しております、明日、議会閉会日に議案が採択されることとなりますので、可決採択されましたら、この引き上げによる追給になる分については速やかに支給されるものと考えております。
- 大城委員 県職員および県費負担教職員の給与について、初任給をはじめ期末手当が引き上げられたことは、現下厳しい経済情勢とはいえ、時宜にかなったことと受け止めております。とりわけ学校現場における教職員には一層の励みになるとともに、多様で有能な教育関係職員の確保につながればと願っております。

### 報告事項3 令和5年度沖縄県立特別支援学校高等部入学定員について

#### 【説明（県立学校教育課長）】

資料に基づき、令和5年度沖縄県立特別支援学校高等部入学定員について報告を行った。

#### 【質疑等】

- 山里委員 3(1)の定員の増減を見ますと、増減の方で+17ということで、令和4年度よりも17名多い、これは志願前相談の結果だということをお聞きしましたが、生徒が増えるということは、それだけ先生方の数を増やさないといけないと感じます。最近マスコミ、新聞等でもありますように、特に支援学級の統合等々でいろいろ課題が出ているという記事もありましたので、高等部については定員17名増ということに関して、教員の欠員が起きることはないですか。
- 県立学校教育課長 これにつきましては、志願前相談をもとにした439の定員ですが、この中には高等支援学校等の軽度知的障害を希望する方も両方志願前相談を受けておりますので、そこへ進学する生徒さんや、今年度、高等学校と高等特別支援学校の入試のスケジュールをそろえて、併願できることを今年度からスタートしていますので、軽度知的障害の中でも高等学校へ進学する生徒さんも出てくるだろうという見込みを持っております。そういったことも踏まえまして、実際の入学定員については前年度並みの見込みを持っております。各学校の体制としましても今年度と同様の体制で行けるのだろうと考えています。教員の確保についてもしっかり対応できているところですので。
- 大城委員 ただ今説明がございましたとおり、入学定員については丁寧に設定を行っているという理解しております。私からは9ページ、(2)の(注2)の学級数及び学級種別は入学者選抜検査後3月末日までに生徒数及び実態に応じて確定とございますが、これまでの経験を踏まえ、基本的に問題なく対応できていることを確認してよろしいでしょうか。
- 県立学校教育課長 はい。それは大丈夫だと考えております。

- 大城委員 多様な背景を持つすべての応募者が高等部で学べるよう努力されることを願います。

報告事項4、5 教育委員会の権限事務に係る教育長の臨時代理（県議会議案「指定管理者の指定について」に対する意見）について

【説明（生涯学習振興課長）】

資料に基づき、教育委員会の権限事務に係る教育長の臨時代理（県議会議案「指定管理者の指定について」に対する意見）について報告を行った。

【質疑等】

- 藏根委員 青少年の家に関しては、社会が便利になる中、今、子どもたちの自然体験、社会体験が減少しています。またコロナ下で子どもたちの健やかな成長に体験がいかに重要であるかという視点ではとても大事なことだと思います。特に独立行政法人国立青少年教育振興機構の中で、青少年教育施設を利用した宿泊学習が児童生徒に与える教育効果が高いということと、自然体験や友達との遊び、地域活動などの体験豊富な人ほど、大人になってやる気や生きがいを持っている人が多い、規範意識や人間関係能力が高いということで、今現在、この青少年教育施設の「意図的・計画的に自然体験、社会体験をさせる」ということがとても重要であるということです。指定管理になって12年ぐらいになりますけれども、とても大事だと私は思います。自然体験、社会体験が、どのような関わり方をしているのかをお聞かせいただきたいと思います。
- 生涯学習振興課長 県教育委員会としては、県と指定管理者で協定書等の締結をしておりまして、その中で指定管理者が適正かつ確実なサービスの提供や施設の管理運営を行っているかどうかを随時確認しております。具体的には毎月、月例報告書の提出を求めておりまして、この中には利用状況と維持管理業務として電気設備、消防設備等の法的点検があり、そちらの結果報告を頂いております。事業の実施内容も頂いております。また、モニタリング調査を行っております。こちらは年1回モニタリングで、聞き取りと調査表を出していただいて、指定管理業務を運営委員会で確認し、指導助言を行っております。あとは連絡調整会議等も開催しながら、情報交換や情報共有をするよう関わっております。
- 藏根委員 今はコロナ下で無理かもしれませんが、来年あたりから、課長が実際、各施設を回って見ることも大切だと思います。私も実は十数年前に関係していたので、ずっと見ていたのですが、やはり民間のノウハウを生かした指定管理というのは、目に見えない教育をすとか、忍耐、生きる力、知恵を教えるとか、それぞれの施設の意欲を持ってやっている姿を見えています。ぜひそのような創意工夫をこらした運営がさらに充実するように、子どもたちのために体験学習を充実させてほしいと思います。
- 生涯学習振興課長 青少年の家には、昨年度末に石垣は行っていますので、それ以外は今年度訪問する計画です。所長等の意見を聞きながら訪問しております。

- 蔵根委員 ぜひそういうことを体験してください。学校現場は、1泊2日とか2泊3日の体験学習が多いのですが、本当は1週間が望ましい。小学校の「学習指導要領」では、特別活動編に一定期間、例えば1週間、5日程度は必要だと。何も文化的なものがない中で生活する意義、生きる意義というものを体験してほしい。ぜひ頑張られてください。
- 山里委員 確認したいのですが、今回の名護と糸満の指定管理者に手を挙げた応募者の数を教えていただきたい。
- 生涯学習振興課長 名護は1社になります。糸満は2社の応募がありました。
- 山里委員 応募者数の理由はいろいろ分からない部分もありますが、ここ2年3年コロナ下で、緊急事態宣言等々が発令されたときには集団活動が制限され、青少年の家を活用した事業や各学校の計画も取り止めになった部分もたくさんあったと思うので、使用頻度が減ったのではないかという感じもしますけれども、ここ2年3年の青少年の家の実績についてはどのような感じですか。減っているかというだけでも構いません。というのは、応募してくる企業も当然利益がないと、赤字になってまでは応募者は来ません。通常台風や、あるいは施設の老朽化によって一部使えなくなるなど、工事期間中はある程度想定内と思うのですが、今回のコロナ禍のように想定外のことで、さらに社会全体として、例えば国が緊急事態宣言等々で半強制的に色々な集団活動が制限されるとなると、個人や企業の努力ではどうしようもない部分が出てくると思います。これについては特に今、設置者の方でそれを補填するという仕組みはないと思っていますが、今回の指定管理の応募条件や、あるいは今後契約を結ぶ際に何らかの特記事項は考えていますか。例えば、今回のコロナ禍のような想定外な緊急事態宣言の中、青少年の家の活動をしようと思っても、企画を色々営業努力しても、応じてくれる団体、学校等々が無かったとき、指定管理の当初の計画では想定していなかった部分についての、設置者としての何らかの対応策をその契約の中に特記事項として入れるということは考えているのでしょうか。
- 生涯学習振興課長 先ほどのコロナの部分に関しては、施設を通常運営する人件費等が指定管理料に勘案されていますので、他は影響がないと思います。
- 山里委員 極端に言えば、活用する団体がなくても人件費は指定管理料で賄えているということですか。
- 生涯学習振興課長 施設を開けることはできるということです。
- 山里委員 指定管理を契約した団体会社が、企画でイベント活動なり、研修会等々と自分で活動したときの利益については、その会社の利益になり赤字になる事はないということですか。
- 生涯学習振興課長 はいそうです。

○ 山里委員 分かりました。

○ 生涯学習振興課長 あと、原材料等のエネルギーコスト等が上昇して、必要に応じた指定管理料の調整はできます。協議することはできることになっております。

#### 報告事項6 重要文化財（古文書の部2件、歴史資料の部1件）の指定について

##### 【説明（文化財課長）】

資料に基づき、重要文化財（古文書の部2件、歴史資料の部1件）の指定について報告を行った。

##### 【質疑等】

○ 小濱委員 とても素晴らしいことだと思います。重要文化財で国が責任を持って管理する資料であるということの評価してくださったということですが、沖縄県は戦争でたくさんの紙の資料が、ほとんど失われています。沖縄県は琉球王国として、島津氏や、あるいは天皇家、または徳川家、豊臣家など、対等の文書のやり取りをされているのです。こういう資料が向こうには残っているのですが、沖縄にはまったく残っていません。そのような事実を今の若い人たちは知らないと思います。僕はその資料を、可能であれば、レプリカでも構いませんので、何らかの形で沖縄にコピーを残して、沖縄はこうして一つの王国として対等にやってきたということを若い人たちに示す良い資料ではないかと思います。特に島津の方には戦火を逃れてたくさんの資料が残っていると聞いております。そうしたところをうまく活用し、県内で若い人たちが見ることができるようになっていただけると良いと思います。検討をよろしく願います。

○ 文化財課長 文化財課の方で、歴代宝案の編纂作業をしております、琉球国の外交上のやり取りの資料を編纂された形で、小濱委員のおっしゃるように、1609年頃に島津とのやり取りや、中国といろいろ交渉を重ねて組み合わせながら外交をやっていたという記録も残されております。歴代宝案そのものだと、作業を行っている先生方も難しいものがありますので、資料編集室でも概説版ということで、高校生以上が読んで理解できるように、まとめるという作業を平行してさせていただいています。

○ 小濱委員 歴代宝案は、どちらかというと中国や海外との交渉情報が丁寧に残っています。ところが本土との交流の情報は、彼らはあまり関与していないので、そのような資料は価値として違ふと私は感じます。個人的に興味を持って色々読んでいますが、琉球王国はすごいところだったのだとアピール出来たら良いと思っております。ぜひお願いいたします。

○ 文化財課長 わかりました。

○ 山里委員 歴代宝案も話がありましたが、これも直接の話ではありませんが、今、小

濱委員がおっしゃったように、歴代宝案は、中国で見つかったのですか。

- 文化財課長 そうです。台湾大学で、10 巻程まとまっていますので、参考にされています。
- 山里委員 沖縄の学者も、資料が残っていることは知らなかったが、見つかった。そういう意味では偶然性というのは重要だと思います。最近 I T 関連で、例えばオークションですが、古文書などいろいろオークションに出されていることがあるようです。現物はないのではないかと思っていたものがオークションに出てきて、何千万という価値が付いたり、それがまた博物館などで収集されるというケースも聞きます。特に日本の場合は、明治時代のものが流出しています。西洋に売れば高く売れるということで貴重な日本の国宝級のものも出ます。海外に出ていったものを買戻し、オークションなどで情報収集し、再度出品する。これは日本だけでなく世界の国が自国の文化が流出してしまったものについて再度集めようという流れがあるのではないかと感じます。文化財課、県も含めて、その辺の情報収集など、なにかやられていることはありますか。
- 文化財課長 海外に出た文化財に関しては、他部局の方で里帰り事業のようなものを少ししていた記憶があります。
- 山里委員 よく沖縄戦でお金や陶器など米兵によって持ち帰られたことがありました。そのようなものについては、文化財課ではなく、県の文化課の方でしょうか。
- 文化財課長 はっきりした情報ではないのですが、博物館、美術館など、その関連で一部されている部分と、また文化財課の方でも、海外に存在する文化財ということで以前、調査した経緯はありますが、ただそのときには、所有が移転しているので、なかなかどのような経緯で海外に出たのか、定かではない部分が困難なところでした。
- 山里委員 ただ昔よりは、いろんな意味で情報収集の手段は増えているという感じはしますので、その辺もしっかり担当課の方としても気を付けていただき、頑張っていたらと思いますので、よろしく願います。
- 大城委員 ただ今ご説明された重要文化財につきましては、古琉球ならびに近世琉球と称される時代区分に関係する琉球史上及び学術的価値が極めて高い文化財だと思います。そこで教育委員会事務局として、関連する次の 2 点についてお教え願いたく思います。本貴重な 3 資料が重要文化財として正式に指定されるのはいつごろで、どのような方法で県民に周知されるのでしょうか。また、このような国指定の極めて重要な文化財は、現在 38 件の指定がなされていると伺いましたが、琉球文化の歴史的遺産と捉えられる今回の重要文化財 3 件に関して、指定後、例えば保管の仕方、方法、記録、あるいは公開についてどのような特別な対応がとられますでしょうか。本文字資料の保存継続、活用等の視点からお伺いしておりますが、これら 2 点についてお教え願いたいと思います。



- 文化財課長 まだ正式な確定は、一旦答申というかたちでして、周知に関しては、文化庁が各マスコミに資料を提出して周知することになっております。正式には官報掲載という手続きの流れが4カ月から6カ月程度かかります。指定された後の扱いは、3件とも県指定の文化財ですので、しっかりと保管はされているのですが、またこれが国指定になりますと、「文化財保護法」に基づいて、文化庁の指導助言を受ける中、展示する際には、良好な状態で展示します。文化庁と連絡しながら公開の流れになりますし、また、国指定されたことで文化庁も指定保存だけが文化財の在り方ではないということで、公開、活用というところをしっかりと舵を切っていますので、文化庁とも連携しながら保管の在り方等々も一緒にやっていければと思います。
- 大城委員 よくわかりました。沖縄の極めて重要かつ貴重な文化財だと認識いたしました。資料を実際拝見し、あらためて琉球独自の文化の奥の深さを県民と共に実感したいものです。
- 藏根委員 私もデニー知事と総合教育会議の中でもお話ししましたが、11月13日に東京国際文化会館で復帰50周年の沖縄を考えるとということで参加しました。特に琉球王国時代というのは、すごく礼節を重んじるということで、私たちのアイデンティティー、自己肯定感、そういうものをアピールすると良いと、いろんな著名人がシンポジストになって沖縄を称賛していました。ぜひ、歴史文化のすばらしいところ、自立していたところ、平和大好きというところを文化財課から、子どもたちと一緒に言えたらいいと思います。頑張られてください。

## (6) 議案審議

### 議案第1号 中部A特別支援学校（仮称）の設置基本方針について

#### 【説明（総務課長）】

資料に基づき、中部A特別支援学校（仮称）の設置基本方針について報告を行った。

#### 【質疑等】

- 大城委員 美咲特別支援学校および、はなさき支援学校の過密解消を図り、児童生徒の教育環境の充実を図ることを目的に中部地区に新たな特別支援学校を設置することについては、美咲特別支援学校の突出した本日の高等部入学定員、ならびに実際に当校を視察し、過密状態を確認したことから早い開校が求められていると認識いたしました。あらためて開校の予定年度をお教え願いたいと思います。
- 総務課長 20ページの3の(3)でお示ししているとおり、令和10年4月を目標に現在作業を進めているところであります。
- 大城委員 ぜひ、お願いしたいと思います。そこで示されている6つの学校の特色はもとより、今年度策定された特別支援教育推進計画で示された施策の展開はもとより、

本県のインクルーシブ教育をけん引する役割を担う学校として開校できればと思っています。期待しています。

**【採択の結果】**

全会一致により、原案のとおり可決された。

議案第2号 沖縄県立高等学校管理規則及び沖縄県立中学校管理規則の一部を改正する規則について

**【説明（県立学校教育課長）】**

資料に基づき、沖縄県立高等学校管理規則及び沖縄県立中学校管理規則の一部を改正する規則について報告を行った。

**【質疑等】**

- 大城委員 学校創立に当たっては、ご承知のとおり教育委員会のご指導、ご支援の大きさを改めて感じております。その下で質問させていただきます。今回の桜中学校、名護高等学校附属桜中学校と、附属という言葉が付いております。これまでの3中学校には附属という言葉は付いておりません。そのことについてご説明をお願いしたいと思います。
- 総務課長 校名の決定につきましては、令和3年5月から6月にかけて校名の募集を行ったところであります。この募集のあった校名について、校名検討委員会で協議の上、いくつか候補を出して、教育委員会会議において決定をしている。これが令和3年8月19日の第9回の委員会で決定したところですが、ご質問の附属というところですが、歴史、伝統を有する名護高校との一体性であるとか、一体感を表すために、中高一貫教育校の校名にふさわしいということで附属ということになったそうです。「桜」についても、北部、名護は桜の名称であることから、この校名は名護の新しい中学校にふさわしいということで、桜という校名を付けたということになります。
- 大城委員 私としましては、やはり中高一貫教育という考え方にのっとり、生徒、保護者に対する意識付けの点からも附属という言葉がある方が良いと思っております。大きな成果を期待します。これまでも定例会にて関連する事務手続き等を整備する中で、学校創立に当たっては、教育委員会の指導支援について、教育庁所管課には関係課と連携し当校に指導、支援をお願いしてきました。当桜中学校開校に伴うハード面、ソフト面など諸準備が着実になされてきております。いよいよ来年、1月上旬には入学者を決定する運びとなっております。今回教育委員会規則への位置づけがなされ、開校に向けて学校の整備が計画的に順調に進んで、学校の具体が一段と見えてきております。令和5年度4月開校が楽しみです。今後とも当校へのご指導、ご支援をお願いします。

**【採択の結果】**

全会一致により、原案のとおり可決された。

議案第3号 県立学校処務規程の一部を改正する訓令について

**【説明（県立学校教育課長）】**

資料に基づき、県立学校処務規程の一部を改正する訓令について報告を行った。

**【質疑等】**

○ 質疑なし

**【採択の結果】**

全会一致により、原案のとおり可決された。

(7) その他

特になし

(8) 閉会

半嶺教育長が閉会を宣言した。